

大阪府青少年健全育成条例施行規則

	昭和59年10月22日	大阪府規則 第 78号
一部改正	平成 4年 3月 6日	大阪府規則 第 6号
一部改正	平成 6年 7月 1日	大阪府規則 第 56号
一部改正	平成 9年 9月24日	大阪府規則 第 75号
一部改正	平成12年 3月24日	大阪府規則 第 7号
一部改正	平成15年 4月30日	大阪府規則 第 77号
一部改正	平成15年 6月20日	大阪府規則 第 84号
一部改正	平成17年11月11日	大阪府規則 第167号
一部改正	平成19年12月26日	大阪府規則 第118号
一部改正	平成21年 2月23日	大阪府規則 第 4号
一部改正	平成22年12月28日	大阪府規則 第 72号
一部改正	平成23年 3月22日	大阪府規則 第 9号
一部改正	平成28年 3月30日	大阪府規則 第 46号
一部改正	平成30年 3月29日	大阪府規則 第 38号

(趣旨)

第1条 この規則は、大阪府青少年健全育成条例（昭和59年大阪府条例第4号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(自主規制の規約等に係る届出事項)

第2条 条例第10条第2項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 自主規制対象業者が条例第10条第1項に規定する協定を締結した場合にあつては、当該協定に参加した自主規制対象業者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
 - (2) 自主規制対象業者の組織する団体が条例第10条第1項に規定する規約を設定した場合にあつては、当該団体の名称、主たる事務所の所在地及び電話番号並びに代表者の氏名
 - (3) 自主規制の規約等に参加している自主規制対象業者（以下「自主規制参加業者」という。）の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）並びに主たる事務所の所在地及び電話番号
 - (4) 自主規制参加業者の営業所の名称、所在地及び電話番号（自動販売機等（条例第19条第1項に規定する自動販売機等をいう。以下同じ。）により図書類等の販売又は貸付けを行う場合にあつては、当該自動販売機等の設置場所）
 - (5) 自主規制の規約等の内容及び実施年月日
- (自主規制の規約等に係る届出)

第3条 条例第10条第2項の規定による届出は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を提出して行わなければならない。

- (1) 自主規制の規約等を締結し、又は設定した場合 自主規制の規約等設定（締結）届出書（様式第1号）
- (2) 自主規制の規約等の届出に係る事項を変更した場合 自主規制の規約等変更届出書（様式第2号）
- (3) 自主規制の規約等を廃止した場合 自主規制の規約等廃止届出書（様式第3号）

2 前項の書類の提出部数は、正本1部及び写し1部とする。

(団体指定の公示)

第4条 条例第13条第2項第3号の規定による指定は、当該団体の名称及び住所並びに当該団体が図書類について青少年の閲覧、視聴又は聴取を不適当と認めた場合においてその旨を一般に周知させる方法を公示することにより行う。

(有害な図書類の指定及び指定の取消しに係る公示事項)

第5条 条例第13条第4項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 図書類の種類
- (2) 図書類の題名

- (3) 発行し、又は制作した者の氏名又は名称
 - (4) 発行年月日又は制作年月日
 - (5) 指定又は指定の取消しの理由
- (有害図書類の区分陳列の方法)

第6条 条例第15条第1項の規則で定める方法は、次項に規定するもののほか、次の各号のいずれかに掲げる方法とする。

- (1) 青少年を自由に出入りさせないための間仕切り等により仕切られ、かつ、内部を容易に見通すことができない措置がとられた場所に、条例第14条第1項に規定する有害図書類（以下「有害図書類」という。）を陳列すること。
- (2) ビニール包装、ひも掛けその他これらに準ずるものとして知事が認める方法により有害図書類を容易に閲覧できない状態にし、次のイからニまでのいずれかに掲げる方法により陳列すること。
 - イ 有害図書類以外のものを陳列する棚と60センチメートル以上離して設置した棚その他これに準ずるものとして知事が認める方法により設置した棚に、有害図書類をまとめて陳列すること。
 - ロ 有害図書類から10センチメートル以上張り出す仕切り板（透けて見えない材質のものに限る。）を設け、当該仕切り板と仕切り板の間に、有害図書類をまとめて陳列すること。
 - ハ 床面から150センチメートル以上の高さの位置に背表紙のみが見えるようにして、有害図書類をまとめて陳列すること。
 - ニ 図書類の販売又は貸付けに従事する者が常駐する場所から5メートル以内にあり、当該者が直接見て監視することができる場所に、有害図書類をまとめて陳列すること。
- (3) 図書類の販売若しくは貸付け又は閲覧し、若しくは視聴させることに従事する者が常駐するカウンターの上又は内部に図書類を購入し、借り受け、閲覧し、又は視聴しようとする者が図書類に直接触れることができない状態にして、有害図書類をまとめて陳列すること。

2 有害図書類を陳列する場所には、有害図書類を青少年に販売し、若しくは貸し付け、又は閲覧し、若しくは視聴させることができない旨を、見やすいように掲示しなければならない。

(有害ながん具刃物類の指定に係る公示事項)

第7条 条例第16条第3項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 品名
- (2) 構造
- (3) 機能
- (4) 指定の理由

(図書類等の自動販売機等による販売又は貸付けに係る届出事項)

第8条 条例第19条第1項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 氏名又は名称、住所及び電話番号並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - (2) 自動販売機等の設置場所及びその周辺の区域の状況
 - (3) 自動販売機等の所有者、当該自動販売機等を管理する者及び当該自動販売機等の設置場所を提供する者の氏名又は名称、住所及び電話番号並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - (4) 自動販売機等の名称、型式及び製造番号
 - (5) 自動販売機等による図書類等の販売又は貸付けの開始予定年月日
- (図書類等の自動販売機等による販売又は貸付けに係る届出)

第9条 条例第19条第1項の規定による届出は、自動販売機等ごとに、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を提出して行わなければならない。

- (1) 自動販売機等により図書類等の販売又は貸付けを行おうとする場合 自動販売機等による販売等届出書（様式第4号）
- (2) 自動販売機等による図書類等の販売又は貸付けの届出に係る事項を変更した場合 自動販売機等による販売等変更届出書（様式第5号）
- (3) 自動販売機等による図書類等の販売又は貸付けをやめた場合 自動販売機等による販売等廃止届出書（様式第6号）

2 自動販売機等による図書類等の販売又は貸付けを行う者と当該自動販売機等の設置場所を提供する者が

異なる場合（前項第1号又は第2号に掲げる場合に限る。）にあつては、前項各号に掲げる書類に自動販売機等の設置場所の提供に係る確認書（様式第7号）を添付しなければならない。

3 前2項の書類の提出部数は、正本1部及び写し2部とする。

（表示票）

第10条 条例第19条第2項の表示票は、大阪府青少年健全育成条例に基づく表示票（様式第8号）とする。

（自動販売機等への有害図書類等の収納の禁止の適用除外）

第11条 条例第20条第3項第2号の規則で定める方法は、次に掲げる方法とする。

- (1) 壁等により仕切られ、かつ、内部を容易に見通すことができない場所に自動販売機等を設置すること。
- (2) 前号の規定により自動販売機等が設置された場所（以下「自動販売機等設置場所」という。）に立ち入った者の状況を、電気通信設備を用いて継続して送信される画像（鮮明なものに限る。）によりモニター画面を通して、自動販売機等設置場所以外の場所（以下「監視所」という。）から常に監視すること。
- (3) 自動販売機等設置場所の入口に、青少年の購入又は借入れを防止する目的で常に監視している旨を見やすいように掲示すること。
- (4) 当該自動販売機等設置場所に、身分証明書、運転免許証等（以下「身分証明書等」という。）から写真及び生年月日の情報を読み取り、当該情報を監視所に送信する装置を設置すること。
- (5) 自動販売機等に収納された図書類等の購入又は借入れをしようとする者（以下「利用者」という。）の当該購入又は借入れの都度、当該利用者が青少年でないと明らかに認められる場合を除き、監視所において第2号の規定による監視をする者（以下「監視者」という。）が、前号に規定する装置の利用により、モニター画面を通して、当該利用者が青少年でないことの確認を行うこと。
- (6) 青少年でないと確認された利用者が自動販売機等設置場所にいる間に限り、監視者が当該自動販売機等の操作を行うことにより、当該利用者が自動販売機等に収納されている図書類等の購入又は借入れができるようにすること。

（夜間営業を行う施設への立入制限の特例）

第12条 条例第24条第1項第1号の規則で定める場合は、条例第10条第1項第7号に掲げる者の営業の施設において、保護者の委託を受け、又は承諾を得た指導者の監督の下に、青少年がボウリング競技に参加し、又は当該競技のための練習を行う場合とする。

（従業者名簿）

第13条 有害役務営業を営む者は、有害役務営業に従事する者が退職した日から3年間は、当該者に係る従業者名簿を引き続き備えておかななければならない。

2 条例第28条第1項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 性別
 - (2) 採用年月日
 - (3) 従事する業務の内容
 - (4) 退職年月日
- （立入調査を行う者）

第14条 条例第50条第1項の規則で定める者は、次に掲げる者とする。

- (1) 知事の事務部局において青少年関係事務を担当する職員のうちから知事が指定する者
 - (2) 教育庁において青少年関係事務を担当する職員のうちから知事が指定する者
- （身分証明書）

第15条 条例第50条第3項の規則で定めるその身分を示す証明書は、身分証明書（様式第9号）とする。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、昭和59年11月1日から施行する

（大阪府青少年保護条例施行規則の廃止）

2 大阪府青少年保護条例施行規則（昭和32年大阪府規則第6号）は、廃止する。

附 則（平成4年3月26日大阪府規則第6号）

（施行期日）

1 この規則は、平成4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に改正前の大阪府青少年健全育成条例施行規則様式第8号の規定により交付されている身分証明書は、改正後の大阪府青少年健全育成条例施行規則様式第8号の規定により交付された身分証明書とみなす。

附 則 (平成6年7月1日大阪府規則第56号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成9年9月24日大阪府規則第75号)

(施行期日)

1 この規則は、平成9年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の規則で定める様式により作成した用紙は、当分の間、所要の調整をした上、この規則による改正後の規則で定める様式により作成した用紙として使用することができる。

附 則 (平成12年3月24日大阪府規則第7号)

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成15年4月30日大阪府規則第77号)

(施行期日)

1 この規則は、平成15年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際改正前の大阪府青少年健全育成条例施行規則様式第8号の規定により交付されている身分証明書で現に効力を有するものは、改正後の大阪府青少年健全育成条例施行規則様式第9号の規定により交付されたものとみなす。

附 則 (平成15年6月20日大阪府規則第84号)

この規則は、平成15年7月1日から施行する。

附 則 (平成17年11月11日大阪府規則第167号)

(施行期日)

1 この規則は、平成18年2月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の大阪府青少年健全育成条例施行規則（以下「旧規則」という。）の様式により作成した用紙は、当分の間、所要の調整をした上、改正後の大阪府青少年健全育成条例施行規則（以下「新規則」という。）の様式により作成した用紙として使用することができる。

3 この規則の施行の際旧規則様式第9号の規定により交付されている身分証明書で現に効力を有するものは、新規則様式第9号の規定により交付されたものとみなす。

附 則 (平成19年12月26日大阪府規則第118号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成21年2月23日大阪府規則第4号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成22年12月28日大阪府規則第72号)

この規則は、平成23年1月1日から施行する。

附 則 (平成23年3月22日大阪府規則第9号)

この規則中第一条の規定は公布の日から、第二条の規定は平成二十三年七月一日から施行する。

附 則 (平成28年3月30日大阪府規則第46号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年3月29日大阪府規則第38号)

この規則は、平成30年7月1日から施行する。

様式 略